

オンラインカジノに関する政策提言

2025年4月28日（月）オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第2回）

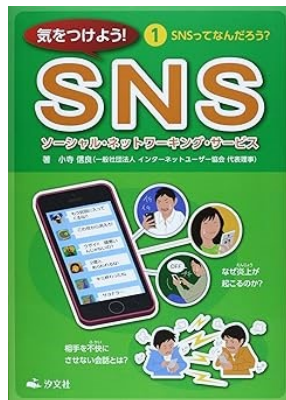
小寺 信良

一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事

MIAU（Movements for Internet Active Users）は、インターネットやデジタル機器等の、技術発展や利用者の利便性に関わる分野における、意見の表明・知識の普及などの活動を行うことを目的としたユーザー団体。

主な活動分野

- インターネットおよびデジタル技術に関わる法制度に関する正確な知識の供給
- インターネットおよびデジタル技術について、技術発展や利用者の利便性に関わるような法制度への対応
- 関連する政府報告書のパブリックコメントに対する意見提出活動および政策提言活動
- インターネット利用者の情報リテラシー向上の支援



ネット動画サイトやテレビ広告により、違法という認識が薄かった

無料であればゲームと見なされるため

カジノ運営を含む地方型IRの議論

カジノを身近なものに感じるようになった

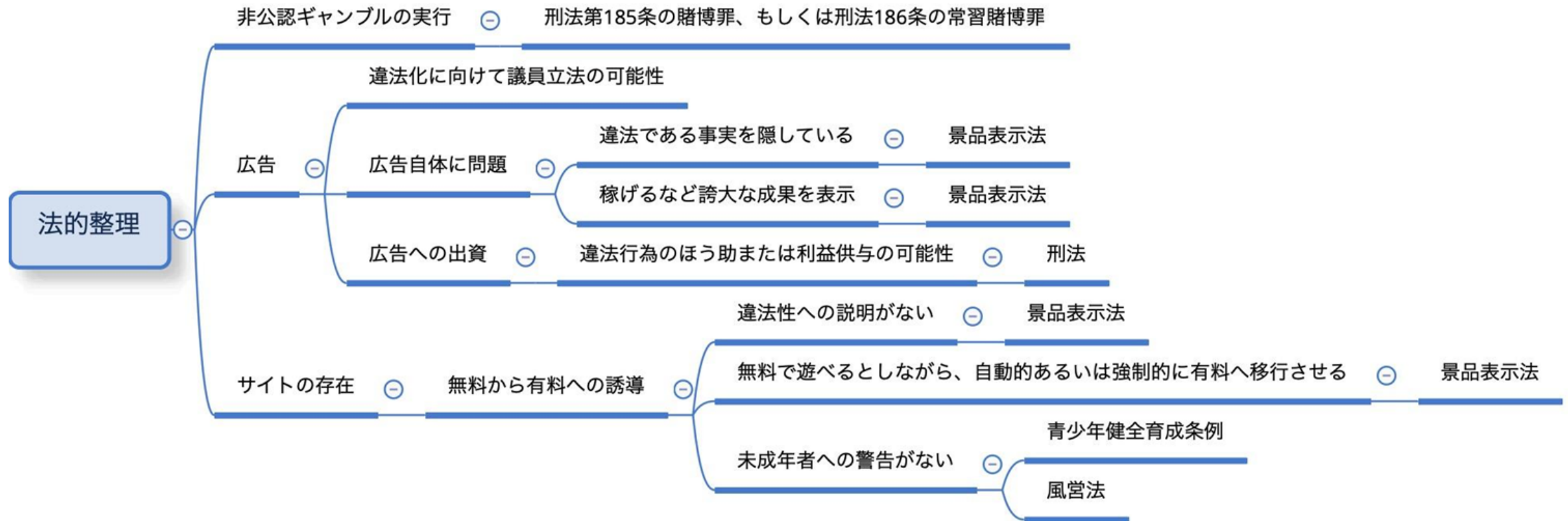
SNSでのコミュニケーションで情報交換されている

「男子高校生は交流サイト（SNS）の「ディスコード」で連絡を取り合っている人たちがオンラインカジノをやっていることを知り「興味を持った」という。」

引用：オンラインカジノ利用で高校生書類送検「30万円負けた」千葉（毎日新聞, 2025/4/18）
<https://mainichi.jp/articles/20250418/k00/00m/040/321000c>

2025年に入ってから芸能人・スポーツ選手のオンラインカジノ関連の報道で「オンラインカジノは違法」であることが世の中に広く認知された

海外口座から利用すれば違法ではないといった誤認があった



Stake

閉じる

< 戻る

ステップ 3 / 3

アカウントの作成

14.3 Persons located in or reside in Afghanistan, Austria, Australia, Belgium, Brazil, Colombia, Côte d'Ivoire, Cuba, Curaçao, Czech Republic, Cyprus, Democratic Republic of the Congo, Denmark, France, Germany, Greece, Iran, Iraq, Israel, Italy, Liberia, Libya, Lithuania, Malta, Netherlands, North Korea, Ontario, Peru, Poland, Portugal, Serbia, Slovakia, South Africa, South Sudan, Spain, Sudan, Syria, Sweden, Switzerland, United Kingdom, United States, Zimbabwe (the "Prohibited Jurisdictions") are not permitted make use of the Service. For the avoidance of doubt, the foregoing restrictions on engaging in real-money play from Prohibited Jurisdictions applies equally to residents and citizens of other nations while located in a Prohibited Jurisdiction. Any attempt to circumvent the restrictions on play by any persons located in a Prohibited Jurisdiction or Restricted Jurisdiction, is a breach of this Agreement. An attempt at circumvention includes, but is not limited to, manipulating the information used by Stake to identify your location and providing Stake with false or misleading information regarding your location or place of residence.

14.4 The attempt to manipulate your real location through the use of VPN, proxy, or similar services or through the provision of incorrect or misleading information about your place of residence, with the intent to circumvent geo-blocking or jurisdiction restrictions, constitutes a breach of Clause 5 of this Terms of Service.

☐ 利用規約を読み、同意します。

アカウントの作成

すでにアカウントをお持ちですか？ ログイン

14.3には利用禁止国が列挙されているが 我が国の記載がない

アフガニスタン、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、コロンビア、コートジボワール、キューバ、キュラソー、チェコ、キプロス、コンゴ民主共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、リベリア、リビア、リトアニアに所在または居住する者、マルタ、オランダ、北朝鮮、オンタリオ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、セルビア、スロバキア、南アフリカ、南スーダン、スペイン、スーダン、シリア、スウェーデン、スイス、英国、米国、ジンバブエ（以下「禁止法域」）

 閉じる

< 戻る ステップ 3 / 3

アカウントの作成

Jurisdiction

e) You are accessing stake.com from a jurisdiction in which it is legal to do so;

f) You will not use our services while located in any jurisdiction that prohibits the placing and/or accepting of bets online and/or playing casino and/or live games;

g) You accept and acknowledge that we reserve the right to detect and prevent the use of prohibited techniques, including but not limited to fraudulent transaction detection, automated registration and signup, gameplay and screen capture techniques. These steps may include, but are not limited to, examination of Players device properties, detection of geo-location and IP masking, transactions and blockchain analysis;

Funds & Tax

h) You are solely responsible for reporting and accounting for any taxes applicable to you under relevant laws for any winnings that you receive from us;

i) You are solely responsible for any applicable taxes which may be payable on

☐ 利用規約を読み、同意します。

アカウントの作成

すでにアカウントをお持ちですか? [ログイン](#)

利用規約5.1 e), f)に違法利用は 利用者責任であることが書かれている

e) あなたは、stake.comへのアクセスが合法的な管轄区域から行われていることを保証します。”

“f) 賭けやカジノゲームのプレイが禁止されている地域にいる間は、サービスを利用しません。

利用規約において利用禁止国に日本の名前がないことに対して

日本からの周知が不足？

知りながら
あえて外している？

然るべき行政機関から直接アプローチし、
指摘するべきではないか？

国として注視しているというアピールは必要

**20歳未満の利用においては、刑法と少年法の両方に違反することから、
成人の利用とは分けて考えるべきではないか**

更正を促すという方向性を強くするべき

フィルタリングは依然として有効な手段である

ギャンブルは全年齢で制限されている。

ただし青少年インターネット環境整備法上フィルタリングの義務は18歳までであり、少年法とのズレがある。

これまでも諸問題については教育でカバーしてきた実績がある

規制より教育が先にあるべき

上記のズレについては大学教育も視野に入れるべき

アプリに関してはペアレンタルコントロールでカバーできる

カジノアプリ名、サービス名の周知が必要

ISP事業者に過剰な負担を強いるが、効果が不明

児童ポルノに対するブロッキングの効果はどれくらいあるのか？
ミラーサイトの大量発生につながり、逆効果ではないか？

VPNによる回避が可能

アプリ自体にVPN機能が内蔵される可能性を軽視していないか？
VPNによってブロッキングを回避する行為に違法性が問えるか？

民間機関や個人で違法サイトの追跡や研究調査が難しくなる

利用規約、表示、誘導といった改善評価ができなくなる

マスメディアやネット動画サービスへの広告制限

議員立法での議論を注視したい

SNSの書き込みによる誘導をコントロールできるか

書き込みによる誘導は、賭博の幫助に当たるか

インフルエンサーや指南サイトによる広報・広告活動をコントロールできるか

どういう条件が賭博の幫助に当たるか

多くのオンラインカジノは、アプリ化されている

- スマホソフトウェア競争促進法により「アプリストアの限定の禁止」が実施されるとストア上でのコントロールが困難になる
- アプリストアの第三者運用に意欲的なのは「ゲームメーカー」である
- 決済事業者も第三者参入が可能になり決済によるコントロールが困難になる

オンラインカジノの対策が明確になるまで、法の施行を延期すべきではないか

オンラインカジノに関する政策提言

2025年4月28日（月）オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第2回）

小寺 信良

一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事